

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 行政文書の公開の実施状況の公表(七八三・情報公開課)
  - 行政文書の個人情報情報の公開状況の公表(七八四・情報公開課)
  - 保安林の指定解除予定通知(七八五・森林整備課)
  - 漁業災害補償法による付保義務の発生(七八六・水産漁港課)
  - 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(七八七・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の新設に関する届出(七八八・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の変更に関する聴取した意見(七八九・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の変更に関する聴取した意見の概要(七九〇・商工業振興課)
  - 道路の供用開始(七九一・七九三・道路環境課)
  - 道路区域の変更及び共用開始(七九四・道路環境課)
  - 道路区域の変更(七九五・道路環境課)
  - 開発行為に関する工事の完了(七九六・山本建設事務所)
  - 開発行為に関する工事の完了(七九七・仙北建設事務所)
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
  - 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件
  - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)八件
- 議会訓令
- 秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令(四・議会事務局総務課)
  - 監査委員公告
  - 監査結果の公表(一四)

## 告示

秋田県告示第七百八十三号

秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十二条の規定により、平成十三年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

| 選挙管理委員会 | 教育委員会 | 議会  | 知事    |     |       |       |     |     |         |       |       |     | 実施機関名 | 請求件数 | 決定の状況(件数) |      |     |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-----|---------|-------|-------|-----|-------|------|-----------|------|-----|
|         |       |     | 小計    | 出納局 | 建設交通部 | 産業労働部 | 林務部 | 農政部 | 生活文化環境部 | 健康福祉部 | 企画振興部 | 総務部 |       |      | 公開        | 部分公開 | 非公開 |
| 四       | 三、三五三 | 七六五 | 二、二〇九 | 一六  | 八五    | 二     | 一二五 | 一八  | 七       | 一、六五〇 | 二     | 三〇四 | 二六八   | 三六   | 〇         | 〇    | 〇   |
| 三       | 六七五   | 六八五 | 一、八二二 | 一   | 四八    | 〇     | 二七  | 一一  | 六       | 一、四六一 | 〇     | 二六八 | 二六八   | 三六   | 〇         | 〇    | 〇   |
| 〇       | 二、六七六 | 八〇  | 三六一   | 一五  | 三五    | 一     | 九八  | 四   | 一       | 一六九   | 二     | 三六  | 二六八   | 三六   | 〇         | 〇    | 〇   |
| 一       | 二     | 〇   | 二六    | 〇   | 二     | 一     | 〇   | 三   | 〇       | 二〇    | 〇     | 〇   | 二六八   | 三六   | 〇         | 〇    | 〇   |

|     |       |           |   |   |
|-----|-------|-----------|---|---|
| 総務部 | 実施機関名 | 請求件数      |   |   |
|     | 開示    | 決定の状況(件数) | ○ | ○ |
|     |       | 部分開示      | ○ | ○ |
|     |       | 非開示       | ○ | ○ |

秋田県告示第七百八十四号  
 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第五十条の規定により、平成十三年度における運用状況を次のとおり公表する。  
 平成十四年十一月二十二日  
 秋田県知事 寺田典城

知事

|       |     |     |       |       |       |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 労働経済部 | 林務部 | 農政部 | 生活環境部 | 健康福祉部 | 企画振興部 |
| ○     | ○   | ○   | ○     | ○     | ○     |
| ○     | ○   | ○   | ○     | ○     | ○     |
| ○     | ○   | ○   | ○     | ○     | ○     |
| ○     | ○   | ○   | ○     | ○     | ○     |

|    |           |   |            |          |          |                  |           |      |
|----|-----------|---|------------|----------|----------|------------------|-----------|------|
| 六八 | 平成一三・三・二二 | 秋田県介護保険審査会三者代表合議体審査録及び秋田県介護保険審査会公益代表合議体審査録の非公開決定に対する異議申立て | 秋田県情報公開審査会 | 諮問年月日    | 答申年月日    | 答申内容             | 決定年月日     | 決定内容 |
|    |           |   |            | 平成一三・四・五 | 平成一三・九・四 | 非公開決定は妥当(答申第三四号) | 平成一三・九・二六 | 棄却   |
|    |           |   |            |          |          |                  |           |      |

|           |       |         |      |       |
|-----------|-------|---------|------|-------|
| 海区漁業調整委員会 | 収用委員会 | 地方労働委員会 | 監査委員 | 人事委員会 |
| ○         | ○     | ○       | 九〇   | ○     |
| ○         | ○     | ○       | ○    | ○     |
| ○         | ○     | ○       | 九〇   | ○     |
| ○         | ○     | ○       | ○    | ○     |

二 不服申立ての状況  
 公開しない旨の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第六条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

|            |       |       |       |    |
|------------|-------|-------|-------|----|
| 計          | 六、四二二 | 三、一八五 | 三、二〇七 | 二九 |
| 公営企業管理者    | ○     | ○     | ○     | ○  |
| 内水面漁場管理委員会 | ○     | ○     | ○     | ○  |

| 総務部 | 実施機関名 |           | 計 | 公営企業管理者 | 内水面漁場管理委員会 | 海区漁業調整委員会 | 収用委員会 | 地方労働委員会 | 監査委員 | 人事委員会 | 選挙管理委員会 | 教育委員会 | 議会 | 建設交通部 |     |       |
|-----|-------|-----------|---|---------|------------|-----------|-------|---------|------|-------|---------|-------|----|-------|-----|-------|
|     | 請求件数  | 決定の状況(件数) |   |         |            |           |       |         |      |       |         |       |    | 小計    | 出納局 | 建設交通部 |
| 六   | 請求件数  |           | 一 | 〇       | 〇          | 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 〇     | 〇       | 〇     | 〇  | 一     | 〇   | 一     |
| 六   | 開示    | 決定の状況(件数) | 〇 | 〇       | 〇          | 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 〇     | 〇       | 〇     | 〇  | 〇     | 〇   | 〇     |
| 〇   | 部分開示  |           | 一 | 〇       | 〇          | 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 〇     | 〇       | 〇     | 〇  | 一     | 〇   | 一     |
| 〇   | 非開示   |           | 〇 | 〇       | 〇          | 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 〇     | 〇       | 〇     | 〇  | 〇     | 〇   | 〇     |

二 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

| 海区漁業調整委員会 | 収用委員会 | 地方労働委員会 | 監査委員 | 人事委員会 | 選挙管理委員会 | 教育委員会 | 議会 | 知事  |     |       |       |     |     |       |       |       |
|-----------|-------|---------|------|-------|---------|-------|----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|
|           |       |         |      |       |         |       |    | 小計  | 出納局 | 建設交通部 | 産業労働部 | 林務部 | 農政部 | 文化環境部 | 健康福祉部 | 企画振興部 |
| 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 一三七   | 〇       | 二、六三八 | 〇  | 一三九 | 〇   | 一     | 三     | 〇   | 〇   | 〇     | 二二六   | 三     |
| 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 一三七   | 〇       | 二、六三八 | 〇  | 一三九 | 〇   | 一     | 三     | 〇   | 〇   | 〇     | 二二六   | 三     |
| 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 〇     | 〇       | 〇     | 〇  | 〇   | 〇   | 〇     | 〇     | 〇   | 〇   | 〇     | 〇     | 〇     |
| 〇         | 〇     | 〇       | 〇    | 〇     | 〇       | 〇     | 〇  | 〇   | 〇   | 〇     | 〇     | 〇   | 〇   | 〇     | 〇     | 〇     |

|   |            |       |   |   |
|---|------------|-------|---|---|
|   | 内水面漁場管理委員会 |       |   |   |
|   | 公営企業管理者    |       |   |   |
| 計 | 二、九一四      | 二、九一四 | 〇 | 〇 |
|   | 〇          | 〇     | 〇 | 〇 |

三 訂正の請求及び是正の申出の状況  
 実施機関が保有する個人情報情報の取扱いに関する訂正請求及び是正の申出はなかつた。

四 事業者に対する指導状況  
 事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正勧告並びに事実の公表はなかつた。

五 不服申立ての状況  
 開示しない旨の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第六条の規定に基づく不服申立てはなかつた。

秋田県告示第七百八十五号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 雄勝郡雄勝町秋の宮字役内山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝総合農林事務所並びに雄勝郡雄勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七百八十六号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

天王加入区 はたはた小型定置漁業  
 仁賀保加入区 はたはた小型定置漁業

秋田県告示第七百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マックスバリュ新川口店

本荘市川口字八幡前百九十六番一外

(三) 変更しようとする事項  
 (1) 小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(四) 変更する年月日  
 平成十四年十一月十六日

二 届出年月日  
 平成十四年十一月六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 本荘市役所 商工観光課

- (二) 縦覧期間  
平成十四年十一月二十二日から平成十五年三月二十四日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

## 秋田県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ能代北店  
能代市落合字砂田七十一番地一外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年十一月十五日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
能代市役所 商工港湾課  
(二) 縦覧期間  
平成十四年十一月二十二日から同年十二月二十四日まで

## 秋田県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シヨッピングタウンアクロス能代  
能代市字寺向四十八外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年十一月十五日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
能代市役所 商工港湾課  
(二) 縦覧期間  
平成十四年十一月二十二日から同年十二月二十四日まで

## 秋田県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大館シヨッピングシティ  
大館市御成町三丁目一番一号
- 二 大館市長の意見  
夜間の騒音については十分追跡調査を実施し、周辺住民の生活環境に支障をきたさぬよう施設運営を図ること。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年十一月二十二日から同年十二月二十四日まで

秋田県告示第七百九十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年十一月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

|       |     |                           |   |
|-------|-----|---------------------------|---|
| 道路の種類 | 路線名 | 区                         | 間 |
| 一般国道  | 百八号 | 由利郡烏海町上川内字沖二〇番二から字平根八番一まで |   |

二 供用開始の期日 平成十四年十一月二十四日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百九十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年十一月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

|       |     |                                 |   |
|-------|-----|---------------------------------|---|
| 道路の種類 | 路線名 | 区                               | 間 |
| 一般国道  | 百八号 | 由利郡由利町森字子八乙女下四〇二番二から字明法下川原六番一まで |   |

一 道路の区域及び供用開始の区間

|       |     |     |   |   |             |            |
|-------|-----|-----|---|---|-------------|------------|
| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|-----|---|---|-------------|------------|

二 供用開始の期日 平成十四年十一月二十二日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百九十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年十一月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

|       |        |                                 |                             |
|-------|--------|---------------------------------|-----------------------------|
| 道路の種類 | 路線名    | 区                               | 間                           |
| 県道    | 前郷停車場線 | 由利郡由利町前郷字上川原二一番二から森字字明法下八四番地先まで | 由利郡由利町前郷字上川原二一番二から一四四番二地先まで |

二 供用開始の期日 平成十四年十一月二十二日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百九十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

| 一般国道 | 新                             | 旧                             |
|------|-------------------------------|-------------------------------|
|      | 三百九十七号                        | 三百九十七号                        |
|      | 雄勝郡東成瀬村岩井川字馬場一番一から字矢櫃三番一七地先まで | 雄勝郡東成瀬村岩井川字馬場一番一から字矢櫃三番一七地先まで |
|      | 一一・〇〇〇〇～一一・五〇                 | 一一・〇〇〇〇～一九・五〇                 |
|      | 〇・〇六六                         | 〇・〇六六                         |

二 供用開始の期日 平成十四年十一月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 |        | 路 線 名                         | 区 間 | 敷地の幅員(メートル)                   | 延長(キロメートル)   |       |
|-------|-----|--------|-------------------------------|-----|-------------------------------|--------------|-------|
|       | 新   | 旧      |                               |     |                               |              |       |
| 県 道   | 新   | 旧      | 横手東成瀬線                        | A   | 平鹿郡山内村筏字大場沢九九番八地先から字小野九番七地先まで | 九・〇〇〇〇～一〇・〇〇 | 〇・〇七三 |
|       |     |        |                               | B   | "                             | 九・五〇〇〇～一九・五〇 | 〇・〇五九 |
| 新     | 旧   | 横手東成瀬線 | 平鹿郡山内村筏字大場沢九九番八地先から字小野九番七地先まで |     | 九・〇〇〇〇～一〇・〇〇                  | 〇・〇七三        |       |
|       |     |        |                               |     | 九・五〇〇〇～一九・五〇                  | 〇・〇五九        |       |

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第七百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年六月二十八日付け指令山建 六百八十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十二日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

二 開発区域に含まれる地域の名称

能代市落合字砂田四十六番三、四十八番三、四十九番三、六十三番一、六十七番

一、六十七番三、六十八番一、六十八番二、六十九番、七十番一、七十一番一、七十三番、七十五番一、七十六番、七十七番、七十八番一、七十八番二、七十九番、八十二番一及び道水路

秋田県告示第七百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年

六月二十六日付け指令仙建 二十八 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 仙北郡六郷町六郷字上町二十一番地  
 六郷町長 坂本 茂弘
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 仙北郡六郷町六郷字馬場六番十、九番三、十七番十五、百三十八番十一、百四十四番一及び百四十一番一

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
 平成十四年十一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人 あきた地域通貨協議会
- 三 代表者の氏名  
 武 藤 英 明
- 四 主たる事務所の所在地  
 秋田市山王三丁目一〇 三九
- 五 定款に記載された目的  
 この法人は、IT事業及び地域通貨の発行管理や循環にかかる各種事業を通して、市民団体等のマネジメント力の向上や地域の資源を活かした地域経済の再生を図ることに、持続可能なコミュニティづくりを推進し、豊かで実りのある市民参画社会の構築に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
 除雪トラック(七トン級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
 平成十五年三月二十四日(月)
- (四) 納入場所  
 秋田県鹿角建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を含め、平成十四年十一月二十二日(金) から同年十二月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札及び開札の日時及び場所  
 平成十四年十二月二十日(金) 午前十一時五分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
 平成十四年十二月二十日(金) 午前十一時 (一)に掲げる場所

四 その他

- (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 日本語及び日本国通貨
- (三) 入札保証金及び契約保証金



- 五 概要
- (一) 入札保証金  
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (二) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (三) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年十二月十七日（火）午後三時まで三（三）に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類（契約書、支払通知書の写し等（二件以上））及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (四) 契約保証金の納付を免除される者  
（三）アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (五) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (六) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (七) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (八) 契約書作成の要否 要
- (九) その他
- 詳細は、入札説明書による。

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snowplow ( 7 ton class )
- 2 Time-limit of tender : 11:05 A.M. 20 December, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年十一月二十二日  
秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
除雪グレーダ（四メートル級） 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年三月二十四日（月）
- (四) 納入場所  
秋田県鹿角建設事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日（金）から同年十二月十六日（月）までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年十二月二十日（金）午前十一時二十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年十二月二十日(金)午前十一時十五分
- (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年十二月十七日(火)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

- ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二)件以上)
- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

- (4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

- (三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

- (五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (七)(六) 契約書作成の要否 要
- その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Motor Grader ( 4 meter wide class )
- 2 Time-limit of tender : 11:20 A.M. 20 December, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
小型四輪貨物自動車 九台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年一月三十一日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

三 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月十六日(月)までの期間、随時交付する。

(四) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午前十一時三十五分 秋田県庁地下一階管財課  
 入札室

(五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年十二月二十日(金)午前十一時三十分 (一)に掲げる場所  
 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条第一項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならぬ。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年十二月十七日(火)午後三時までに三(一)に

掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否 要

その他 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 9 mini Vans

2 Time-limit of tender : 11:35 A.M. 20 December, 2002

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

自動蛍光式DNAシークエンサー 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年二月十日(月)

(四) 納入場所

秋田県木材高度加工研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日

(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月六日(金)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号、以下「規則」といふ。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高度数値シミュレーション演算サーバ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日

四 (月)までの期間、随時交付する。  
入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月六日(金)午前十時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

磁化測定装置用温度可変装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年一月三十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日

(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月六日(金)午前十時五十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

六 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
小型除雪車(一・三メートル級) 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十四日(月)
  - (四) 納入場所  
秋田県鹿角建設事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十二月六日(金)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
CNC旋盤 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年二月二十八日(金)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大曲工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月六日(金)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十一月二十二日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

平面研削盤 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年二月二十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大曲工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月六日(金)午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

万能フライス盤 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年二月二十八日(金)

(四) 納入場所

秋田県立湯沢商工高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月六日(金)午前十一時五十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項



- (一) 購入物品名及び数量  
小型四輪乗用車 二台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年一月三十一日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月二十二日(金)から同年十二月二日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十二月六日(金)午前十時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四百号。以下「規則」といふ。)第六十條から第六十三條までに規定することによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定することによる。

(三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第4号

事務局 一般

秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年十一月二十二日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令

秋田県議会図書室規程(昭和三十七年一月四日制定)の一部を次のように改正する。  
第二条中「第百條第十四項」を「第百條第十七項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年十一月二十二日から施行する。

監 査 委 員 公 告

監査結果公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。  
平成14年11月22日

|         |     |   |   |
|---------|-----|---|---|
| 秋田県監査委員 | 辻   | 久 | 男 |
| 秋田県監査委員 | 小田嶋 | 佐 | 一 |
| 秋田県監査委員 | 山田  | 昭 | 郎 |
| 秋田県監査委員 | 小玉  | 和 | 夫 |

財 838

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成14年9月11日付け監委 416で通知ありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

平成14年10月11日

の供用開始  
(原稿誤り)

二 上

終わり  
から五  
九

北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番三地  
先から字南沢五八番一地先まで

北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番三地  
先から字南沢六〇番六まで

の誤

|   |                    |       |                    |
|---|--------------------|-------|--------------------|
| 監査箇所名   | 脳血管研究センター          | 監査年月日 | 平成14年<br>7月12日、15日 |
| (指摘事項)<br>未収金の収納整理に特段の努力を要する。<br>(措置事項)<br>未収金の収納管理については、「秋田県立脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」により、未納通知書、督促・催告状の発行、電話での督促などにより今後とも一層未収金の回収に努めてまいります。      | リハビリテーション・精神医療センター | 監査年月日 | 平成14年<br>7月12日、15日 |
| (指摘事項)<br>未収金の収納整理に特段の努力を要する。<br>(措置事項)<br>未収金の収納管理については、「リハビリテーション・精神医療センター病院事業未収金取扱要領」により、未納通知書、督促・催告状の発行、電話での督促などにより今後とも一層未収金の回収に努めてまいります。 |                    |       |                    |

正 誤

ページ 段 行

平成十四年十月二十九日(第千四百十五号)掲載の秋田県告示第七百十九号(道路)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄